

掲示事項（介護予防）特定施設入居者生活介護

運営規程の概要

フリガナ	ヴィラアカシ		サービスの種類	(介護予防)特定施設入居者生活介護
事業所名	ヴィラあかし		事業所番号	1571001195
所在地	〒948-0036	新潟県十日町市川治4525番地	フリガナ	ヤマダ タツヤ
			管理者	山田 達也
連絡先	電話番号	025-757-5200	FAX番号	025-757-5206
利用定員	49名			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	食費1日1,700円(朝450円、昼650円、夕600円)、共益費1月15,000円(日額500円)、水道光熱費1月4,000円(夏期7月、8月及び冬期11～2月は3,000円増額)、家賃1月48,000円、入居時敷金96,000円			

従業者の勤務体制

職種・職務内容		員数	
		常勤	非常勤
管理者	従業員の管理と業務の管理等	1人	
生活相談員	利用者の生活向上のため必要な指導・相談・援助等	2人	
看護職員	利用者の健康管理、看護・介護等	2人	
介護職員	利用者の介護業務等	15人	1人
計画作成担当者	介護サービス計画の作成に関する業務等	1人	
機能訓練指導員	日常生活をするための機能の減退を防止する訓練等	1人	

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

《特定施設入居者生活介護》

・基本部分

※利用料は1日当たりの料金である。

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	5,420 円	542 円	5,420 円
要介護2	6,090 円	609 円	6,090 円
要介護3	6,790 円	679 円	6,790 円
要介護4	7,440 円	744 円	7,440 円
要介護5	8,130 円	813 円	8,130 円

・加算及び減算

当事業所の体制(※)	加算	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算		所定単位数×70/100	
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数 - 10/100	
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数 - 1/100	
	業務継続計画未策定減算		所定単位数 - 3/100	
	入居継続支援加算	I 1日 360 円	36 円	360 円
		II 1日 220 円	22 円	220 円
	生活機能向上連携加算	I 1月 1,000 円	100 円	1,000 円
		II 1月 2,000 円	200 円	2,000 円
	個別機能訓練加算	I 1日 120 円	12 円	120 円
		II 1月 200 円	20 円	200 円
	ADL維持等加算	I 1月 300 円	30 円	300 円
		II 1月 600 円	60 円	600 円
	夜間看護体制加算	I 1日 180 円	18 円	180 円
		II 1日 90 円	9 円	90 円
	若年性認知症入居者受入加算	1日 1,200 円	120 円	1,200 円
	協力医療機関連携加算	1月 1,000 円	100 円	1,000 円
		1月 400 円	40 円	400 円
	口腔衛生管理体制加算	1月 300 円	30 円	300 円
	口腔・栄養スクリーニング加算	1回 20 円	2 円	20 円
	科学的介護推進体制加算	1月 400 円	40 円	400 円
	退院・退所時連携加算	1日 30 円	3 円	30 円
	退居時情報提供加算	1回 2,500 円	250 円	2,500 円
	看取り介護加算	31日以上 45日以下 4日以上 30日以下 2日又は3日 1日 720 円	72 円	720 円
		I 1日 1,440 円	144 円	1,440 円
		I 1日 6,800 円	680 円	6,800 円
		I 1日 12,800 円	1,280 円	12,800 円
		31日以上 45日以下 4日以上 30日以下 2日又は3日 1日 5,720 円	572 円	5,720 円
		II 1日 6,440 円	644 円	6,440 円
	認知症専門ケア加算	I 1日 30 円	3 円	30 円
		II 1日 40 円	4 円	40 円
	高齢者施設等 感染対策向上加算	I 1月 100 円	10 円	100 円
		II 1月 50 円	5 円	50 円
	新興感染症等施設療養費	1回 2,400 円	240 円	2,400 円
	生産性向上推進体制加算	I 1月 1,000 円	100 円	1,000 円
		II 1月 100 円	10 円	100 円
	サービス提供体制強化加算	I 1日 220 円	22 円	220 円
○		II 1日 180 円	18 円	180 円
		III 1日 60 円	6 円	60 円
○	介護職員等処遇改善加算	I 1月の利用料金の12.8% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の12.8% (基本料金+各種加算減算)
		II 1月の利用料金の12.2% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の12.2% (基本料金+各種加算減算)
		III 1月の利用料金の11.0% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の11.0% (基本料金+各種加算減算)
		IV 1月の利用料金の8.8% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の8.8% (基本料金+各種加算減算)
		V 1月の利用料金の11.3~4.6% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の11.3~4.6% (基本料金+各種加算減算)

(※)体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要の加算及び減算については斜線

《介護予防特定施設入居者生活介護》

・基本部分

※利用料は1日当たりの料金である。

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	1,830 円	183 円	1,830 円
要支援2	3,130 円	313 円	3,130 円

・加算及び減算

当事業所の体制(※)	加算	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算		所定単位数 × 70/100	
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数 - 10/100	
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数 - 1/100	
	業務継続計画未策定減算		所定単位数 - 3/100	
	生活機能向上連携加算	I 1月 1,000 円	100 円	1000 円
		II 1月 2,000 円	200 円	2000 円
	個別機能訓練加算	I 1日 120 円	12 円	120 円
		II 1月 200 円	20 円	200 円
	若年性認知症入居者受入加算	1日 1,200 円	120 円	1,200 円
	協力医療機関連携加算	1月 1,000 円	100 円	1,000 円
		1月 400 円	40 円	400 円
	口腔衛生管理体制加算	1月 300 円	30 円	300 円
	口腔・栄養スクリーニング加算	1回 20 円	2 円	20 円
	科学的介護推進体制加算	1月 400 円	40 円	400 円
	退居時情報提供加算	1回 2,500 円	250 円	2,500 円
	認知症専門ケア加算	I 1日 30 円	3 円	30 円
		II 1日 40 円	4 円	40 円
	高齢者施設等感染対策向上加算	I 1月 100 円	10 円	100 円
		II 1月 50 円	5 円	50 円
	新興感染症等施設療養費	1回 2,400 円	240 円	2,400 円
	生産性向上推進体制加算	I 1月 1,000 円	100 円	1,000 円
		II 1月 100 円	10 円	100 円
	サービス提供体制強化加算	I 1日 220 円	22 円	220 円
○		II 1日 180 円	18 円	180 円
		III 1日 60 円	6 円	60 円
○	介護職員等処遇改善加算	I 1月の利用料金の12.8% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の12.8% (基本料金+各種加算減算)
		II 1月の利用料金の12.2% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の12.2% (基本料金+各種加算減算)
		III 1月の利用料金の11.0% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の11.0% (基本料金+各種加算減算)
		IV 1月の利用料金の8.8% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の8.8% (基本料金+各種加算減算)
		V 1月の利用料金の11.3~4.6% (基本料金+各種加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の11.3~4.6% (基本料金+各種加算減算)

非常災害対策

当事業者は、事業所内の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価

第三者による評価の実施状況	1 あり ②なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

その他

2階、3階の食堂は食堂以外の用途には使用しませんが、1階の食堂は日時によっては食堂以外の用途に使用することがあります。

様式2

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	ヴィラあかし
申請するサービスの種類	(介護予防)特定施設入居者生活介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

- ① 窓口設置場所 新潟県十日町市川治4525番地
社会福祉法人苗場福祉会 サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラあかし 1階事務室
電話番号 025-757-5200 FAX番号 025-757-5206
- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記時間以外の夜間時間帯は夜間勤務者が対応します。(025-757-5200)
- ③ 事業所苦情受付担当者 南雲幸貴 事業所苦情解決責任者 山田達也
- ④ 第三者委員
涌井 博行 電話番号 090-1687-5513
宮入 浩 電話番号 090-1687-5521
- ⑤ その他の苦情窓口
- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・社会福祉法人苗場福祉会 法人管理部 | 025-761-7400 |
| ・十日町市福祉課介護保険係 | 025-757-3757 |
| ・新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室 | 025-285-3022 |

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- (1) 相談及び苦情の対応
- ・相談又は苦情電話があった場合は、原則として苦情受付担当者が対応する。
 - ・苦情受付担当者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を苦情受付担当者に速やかに報告する。
 - ・苦情受付担当者は受けた苦情等の内容を速やかに苦情解決責任者に報告する。
- (2) 確認事項
相談対応者は以下の事項について確認を行う。
- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
 - ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
 - ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
 - ④ 具体的な苦情・相談内容
 - ⑤ その他参考となる事項
- (3) 相談及び苦情処理回答期限の説明
・相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。
- (4) 相談及び苦情処理
概ね以下の手順により相談・苦情について処理する。
- ① 苦情解決責任者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
 - ・サービスを提供した者からの概要説明
 - ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
 - ・文書による回答案の検討
 - ② 文書により回答を作成し、利用者に対し苦情解決責任者が事情説明を行った上で、文書を渡す。
 - ④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。

3 その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として以後のサービスの向上に努めることとする。また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。